公　告

諸　事　項

犯罪被害財産支給手続開始決定公告

平成27年9月10日　札幌地方検察庁検察官

下記のとおり、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第６条第１項の規定により犯罪被害財産支給手続の開始を決定したので、公告する。

記

1　犯罪被害財産支給手続番号　札幌地方検察庁　平成27年第１号

2　犯罪被害財産支給手続開始決定の年月日　平成27年９月10日

3　支給対象犯罪行為の範囲

⑴　支給対象犯罪行為が行われた期間

平成16年11月頃から平成26年４月17日頃までの間

⑵　支給対象犯罪行為の内容

髙橋裕明が,「マインド」等の貸金業者名で、業として行った出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第５条第３項違反の罪のうち、法定の１日当たり0.3パーセントを超える割合による利息を受領した行為（主な犯行態様については、後記４の⑶を参照）

4　対象犯罪行為が支給対象犯罪行為の範囲に属するか否かについて判断の参考となるべき事項

⑴　検察官が既に把握している貸金業者名等

ア　使用した貸金業者名

マインド、ライフサポート、トラストワン

イ　使用した偽名

アンドウ、カマダ

⑵　検察官が既に把握している利息等を受領した銀行口座（五十音順）

銀行（支店）名、口座名義、口座番号の順に記載

北洋銀行豊平支店　鎌田　公憲　1023414

ゆうちょ銀行　小林　一夫　27193471

⑶　主な犯行態様

○　前記⑴記載の業者名等を記載したチラシを郵便受けに投函し、チラシを見て電話してきた相手に金員を借りることを勧誘する。

○　金員貸付の契約が成立すると、借受人に契約金額の全額若しくは利息を予め天引きした金額を現金手交、又は借受人の預貯金口座に振込入金する方法で貸付を行う。

○　貸付期間は原則として10日間とし、10日間で約２割の利息及び元本を受領する。

○　貸金の返済は、被告人が管理する預貯金口座に振込送金させる方法、又は借受人から直接現金を手渡しで受領する。

5　開始決定の時における給付資金の額　金145万5,754円

6　支給申請期間　平成27年９月10日から平成27年11月９日までの間

7　犯罪被害財産の没収又はその価額の追徴の裁判に関する事項

⑴　裁判所名　札幌地方裁判所

⑵　裁判年月日　平成26年10月17日

⑶　確定年月日　平成26年11月１日

⑷　被告人の氏名又は名称　髙橋　裕明

⑸　没収又は追徴の理由とされた事実の要旨及び罪名

（事実の要旨）

被告人は、貸金業法３条１項の登録を受けないで貸金業を営み、業として多数人に対して金銭の貸付けを行うに当たり、貸付けの元金及び法定の限度の割合を超える利息を受領するに際し、平成21年12月17日から平成26年４月17日までの間、115回にわたり、借受人らに、貸付けの元金及び法定の利率を超えた利息合計534万9,500円を、被告人が管理する札幌市豊平区豊平３条８丁目１番53号株式会社北洋銀行豊平支店に開設された鎌田公憲名義の普通預金口座に振込入金させ、もって犯罪収益等の取得につき事実を仮装した。

（罪　　名）

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第10条第１項前段違反

8　この公告に関する問い合わせ先（申請書の持参又は郵送による提出先）

〒060―0042　札幌市中央区大通西12丁目　札幌第３合同庁舎

札幌地方検察庁　被害回復給付金事務担当　電話番号　011―280―2230

○　上記３の支給対象犯罪行為の範囲を定める処分に不服がある場合には、この公告があった日の翌日から起算して30日以内に当該処分をした検察官が所属する検察庁の長（札幌地方検察庁検事正）に対して審査の申し立てをすることができます（提出先は上記８のとおり）。

○　当該処分の取消しの訴えは、審査の申し立てに対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ずして当該処分の取消しの訴えを提起することができます。

⑴　審査の申し立てがなされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。

⑵　支給対象犯罪行為の範囲を定めるための処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるために緊急の必要があるとき。

⑶　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

○　当該処分取消しの訴えは、当該処分にかかる裁決書の謄本の送達を受けた日から30日以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟においては国を代表する者は法務大臣となります。）、当該処分をした検察官が所属する検察庁（札幌地方検察庁）の所在地を管轄する地方裁判所に提起しなければなりません。

国営産士土地改良事業計画の公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第１項の規定に基づき、国営産士土地改良事業（農地防災、農地機能保全一農地保全）につき土地改良事業計画を定めたので、同条第５項の規定により公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第６項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に農林水産大臣に異議申立てをすることができる。

また、同条第７項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定に基づき、国を被告として、当該決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に当該決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成27年９月11日

農林水産大臣　林　　芳正

1　縦覧に供すべき書類の名称

国営産士土地改良事業計画書（農地防災）の写し

国営産士土地改良事業計画書（農地機能保全一農地保全）の写し

2　縦覧期間

平成27年９月14日から平成27年10月15日まで

3　縦覧場所

北海道天塩郡天塩町事務所

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成27年９月11日

四国地方整備局長　石橋　良啓

1　処分をした年月日　平成27年８月26日

2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社フォステクノ四国　渡辺　　悟　徳島県板野郡板野町犬伏字東谷６番地16　国土交通大臣許可（般―24）第1516号